

公 告

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成27年条例第1号）第6条第1項の規定による届出について、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由の提出があったので、同第11条第6項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月8日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 特定大規模集客施設の名称

（仮称）仙台市太白区茂庭計画商業施設

2 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（1）株式会社フォレスト 代表取締役 多田 直樹

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル11階

（2）株式会社ダイユーエイト 代表取締役 浅倉 俊一

福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

3 新設予定地の所在地

仙台市太白区茂庭土地地区画整理8街区

4 届出年月日

平成27年12月28日

5 意見及びその理由の概要

（仙台市意見）

当該予定地は第二種住居地域であるとともに、地区計画（茂庭地区）が定められていることから、特定大規模集客施設の設置にあたっては、以下の点について十分配慮されたい。

一 本施設の計画地は、地区計画（茂庭地区）が定められていることから、「仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の規定に適合するよう、対応すること。また、建物の規模によっては、「仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の対象となる可能性があるため、該当の有無を確認の上、必要に応じて所定の手続きを行うこと。

- 一 交通，駐車場，騒音，緑化等の計画，工事，開店後の運営について，関係法令及び条例を遵守し，関係機関との協議を行うなど，適切な配慮を行うこと。
- 一 周辺住民への周知を適宜行うとともに，住民より苦情，協議等の要望があった場合には，説明会の開催等，真摯に対応すること。
- 一 地域におけるイベント等への協力をはじめ，地域貢献活動を積極的に推進すべく，地域との連絡体制を構築すること。

また，届出書「3 地域貢献活動の計画の概要」に記載の各項目を確実に実現するために，必要に応じ設置者側から関係機関に申し入れて協議を行うこと。

(理由)

コンパクトで活力あるまちづくり推進の見地より，当該施設が立地する地域は住宅地であり，立地する企業にも地域住民等との協働が求められることから，地域の生活環境の保持に配慮し，また，地域貢献活動を行うことが必要であるため。

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター，仙台市役所，名取市役所，多賀城市役所，富谷町役場，利府町役場，村田町役場，川崎町役場，大和町役場，七ヶ浜町役場，色麻町役場

7 縦覧期間

平成28年6月8日から平成28年7月8日まで（ただし，閉庁日を除く。）